

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3984029

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME	
CONVEYING PARTY DATA		
	Name	Execution Date
	AI MEDIC CO., LTD	04/14/2016
RECEIVING PARTY DATA		
Name:	AIMEDIC MMT CO., LTD.	
Street Address:	2-5-5, SHIBADAIMON, MINATO-KU	
City:	TOKYO	
State/Country:	JAPAN	
PROPERTY NUMBERS Total: 1		
	Property Type	Number
	Patent Number:	6398787
CORRESPONDENCE DATA		
Fax Number:	(419)249-7151	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>		
Phone:	419-249-7145	
Email:	schurr@marshall-melhorn.com	
Correspondent Name:	DONALD A. SCHURR	
Address Line 1:	FOUR SEAGATE - EIGHTH FLOOR	
Address Line 2:	MARSHALL & MELHORN, LLC	
Address Line 4:	TOLEDO, OHIO 43604	
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	1-25108	
NAME OF SUBMITTER:	DONALD SCHURR	
SIGNATURE:	/Donald Schurr/	
DATE SIGNED:	07/29/2016	
Total Attachments: 11		
source=20160729093933983#page1.tif		
source=20160729093933983#page2.tif		
source=20160729093933983#page3.tif		
source=20160729093933983#page4.tif		
source=20160729093933983#page5.tif		
source=20160729093933983#page6.tif		

source=20160729093933983#page7.tif
source=20160729093933983#page8.tif
source=20160729093933983#page9.tif
source=20160729093933983#page10.tif
source=20160729093933983#page11.tif

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Arisa Kojima, of 1-14-7, Nihonbashi Bakurocho, Chuo-ku, Tokyo, Japan, confirm that I am conversant with the English and Japanese languages and I am a competent translator from one to another.

I declare that to best of my knowledge and belief, the attached English translation is a true and correct translation of the essential part of the Incorporation Certificate (Certificate of Full Registry Records).

Signature of translator:



By: Arisa Kojima

Date: July 29, 2016

(Translation)

Certificate of Full Registry Records

2-5-5, Shibadaimon, Minato-ku, Tokyo, Japan
AIMEDIC MMT CO., LTD.

Company No.: 0100-01-133227

Name of Corporation: AI-MEDIC CO., LTD.
AIMEDIC MMT CO., LTD.

Head Office: 2-5-5, Shibadaimon, Minato-ku, Tokyo, Japan

Method of Public Notification: To be noticed through The Nikkei.

Date of Incorporation: July 7, 1987

This is a certified copy of the full registry records.

April 14, 2016

Tokyo Legal Affairs Bureau, Minato-Branch
Registration Officer: Sadahiko KUROSAWA (Seal)

* Underlined sections indicate deleted items.

履歴事項全部証明書

東京都港区芝大門二丁目5番5号
株式会社AimedicMMT

会社法人等番号	0100-01-133227	
商号	株式会社アイメディック	
	株式会社AimedicMMT	平成28年 4月 1日変更
		平成28年 4月 1日登記
本店	東京都港区芝大門二丁目5番5号	
公告をする方法	当会社の公告方法は、日刊工業新聞に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	昭和62年7月7日	
目的	1. 医療用機械器具の製造、修理、販売並びに輸出入 2. 医療用具（サポーター、ブレース等）の製造、販売並びに輸出入 3. 医療材料（人工靱帯、ワイヤリングシステム等）の製造、修理、販売並びに輸出入 4. 医療用具等（医療用機械器具、医療用材料を含む）の賃貸、中古品販売 5. 前各号にかかわる薬事総合コンサルティングサービスおよび選任製造販売業サービス 6. 化粧品および化粧用品の販売並びに輸出入 7. 食料品の輸出入並びに販売 8. 企業経営一般の研究、調査、普及、指導に関する事業 9. 要介護老人、身体障害者、病人に対する入浴、食事等日常生活における介護、介助サービスに関する業務 10. 要介護老人、身体障害者、病人に対する電動ベッド、車いす等の介護用機械器具及び設備の製造販売並びに輸出入 11. 前各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	1万5200株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3800株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金1億円	

東京都港区芝大門二丁目5番5号
株式会社AimedicoMMT

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>岩間正典</u>	平成25年 9月 4日重任
	<u>取締役</u>	<u>岩間正典</u>	平成26年 6月25日重任
			平成26年 6月26日登記
			平成27年 6月23日退任
			平成27年 6月26日登記
	<u>取締役</u>	<u>山本道</u>	平成25年 9月 4日重任
	<u>(社外取締役)</u>		
	<u>取締役</u>	<u>山本道</u>	平成26年 6月25日重任
	<u>(社外取締役)</u>		平成26年 6月26日登記
	<u>取締役</u>	<u>山本道</u>	平成27年 6月23日重任
			平成27年 6月26日登記
			平成28年 3月11日辞任
			平成28年 3月15日登記
	<u>取締役</u>	<u>松島陽介</u>	平成25年 9月 4日重任
	<u>(社外取締役)</u>		
	<u>取締役</u>	<u>松島陽介</u>	平成26年 6月25日重任
	<u>(社外取締役)</u>		平成26年 6月26日登記
	<u>取締役</u>	<u>松島陽介</u>	平成27年 6月23日重任
			平成27年 6月26日登記
			平成28年 3月11日辞任
			平成28年 3月15日登記

東京都港区芝大門二丁目5番5号
株式会社AimedicoMMT

	取締役	生 駒 恭 明	平成25年 9月 4日重任
	(社外取締役)		
	取締役	生 駒 恭 明	平成26年 6月25日重任
	(社外取締役)		平成26年 6月26日登記
			平成27年 6月23日退任
			平成27年 6月26日登記
	取締役	山 元 雄 太	平成25年 9月 4日重任
	(社外取締役)		
	取締役	山 元 雄 太	平成26年 6月25日重任
	(社外取締役)		平成26年 6月26日登記
	取締役	山 元 雄 太	平成27年 6月23日重任
			平成27年 6月26日登記
			平成28年 3月11日辞任
			平成28年 3月15日登記
	取締役	廣 岡 敬 之	平成25年10月 1日就任
	(社外取締役)		平成25年10月10日登記
	取締役	廣 岡 敬 之	平成25年11月 1日業務執行
			平成25年11月 1日登記
	取締役	廣 岡 敬 之	平成26年 6月25日重任
			平成26年 6月26日登記
	取締役	廣 岡 敬 之	平成27年 6月23日重任
			平成27年 6月26日登記

東京都港区芝大門二丁目5番5号
株式会社AimedicoMMT

	<u>取締役</u> 川崎 智 弘	平成26年 6月25日就任
		平成26年 6月26日登記
		平成27年 2月22日辞任
		平成27年 2月23日登記
	<u>取締役</u> 橘 高 圭 二 (社外取締役)	平成26年10月 1日就任
		平成26年10月14日登記
		平成27年 6月23日重任
		平成27年 6月26日登記
	<u>取締役</u> 木 村 雄 治	平成28年 3月11日就任
		平成28年 3月15日登記
	<u>取締役</u> 密 田 英 夫	平成28年 3月11日就任
		平成28年 3月15日登記
	<u>取締役</u> 関 端 進	平成28年 3月11日就任
		平成28年 3月15日登記
	<u>東京都大田区東嶺町40番7号</u> <u>代表取締役</u> 岩 間 正 典	平成25年 9月 4日重任
		平成26年 6月25日退任
	<u>東京都港区高輪一丁目27番37-814号</u> <u>代表取締役</u> 廣 岡 敬 之	平成26年 6月25日就任
		平成26年 6月26日登記
		平成27年 6月23日重任
		平成27年 6月26日登記
	<u>監査役</u> 石 栗 司 (社外監査役)	平成25年 9月 4日就任
		平成28年 3月11日辞任
		平成28年 3月15日登記

	監査役 浅井俊晴	平成28年 3月11日就任 平成28年 3月15日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	
	当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 平成28年 3月11日変更 平成28年 3月15日登記	
新株予約権	株式会社アイメディック第1回新株予約権 新株予約権の数 993個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 993株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。 なお、対象株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転（以下「合併等」と総称する。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合又はその他対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で必要と認める対象株式数の調整をすることができるものとする。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権1個につき1,372円 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 （1）本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。 （2）本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する場合における普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、金85,790円とする。 （3）行使価額の調整 当社は、本新株予約権の割当日後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。 ① 当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。	

		1	
		調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$	
		② 当社が当社普通株式につき調整前の行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（株式無償割当て、合併等、又は新株予約権の行使に基づく場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。 $\begin{array}{rcl} & \text{既発行} & \text{新規発行} \\ & \text{株式数} & \text{株式数} \\ \text{調整後} & + & \times \text{1株あたり} \\ \text{行使価額} & & \text{払込金額} \\ \text{調整前} & & \\ \text{行使価額} & \times & \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$	
		「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいう。なお、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 ③ 上記のほか、合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合又はその他の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整をすることができるものとする。 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という）は、平成31年7月3日から平成31年7月31日までとする。 新株予約権の行使の条件 ① 本新株予約権の割当てを受けた者（当該者から本新株予約権その他これに関連する権利義務を承継した者を含み、以下「本新株予約権者」という。）は、平成26年3月期から平成30年3月期までのいずれかの事業年度（以下「対象事業年度」という。）に係る当社のEBITDA（営業利益、減価償却費、のれん償却額、長期前払費用償却費及びグループ負担金（親会社に対して負担した経営指導料、ブランド使用料又はこれらに類するグループ負担金をいう。）の合計額をいい、監査済みの財務諸表（連結子会社がいる場合には連結財務諸表。以下同じ。）に基づいて算定されるものとする。以下同じ。）が8億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、以下に定める（a）又は（b）のいずれかが生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。 （a）上記本文の条件を満たす前に、対象事業年度に係る当社のEBITDAが3億円を下回った場合 （b）当社、本新株予約権者及びNKリレーションズ株式会社間の新株予約権割当契約又は新株予約権等契約の定めにより本新株予約権者が違反した場合 ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。 ③ 1個の本新株予約権の一部を行使することはできない。	

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 本新株予約権者について上記新株予約権の行使の条件①但書に定める（a）又は（b）のいずれかが生じた場合その他上記新株予約権の行使の条件①に定める条件が満たされることがないことが明らかになった場合、当社は、当該本新株予約権者より、当社取締役会が別途定める日をもって、その保有する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。 平成25年 9月30日発行 平成25年10月10日登記
	株式会社アイメディック第2回新株予約権 新株予約権の数 174個 124個 平成27年 7月 8日変更 平成27年11月30日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 174株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。 なお、対象株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転（以下「合併等」と総称する。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合又はその他対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で必要と認める対象株式数の調整をすることができるものとする。 当社普通株式 124株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。 なお、対象株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転（以下「合併等」と総称する。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合又はその他対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で必要と認める対象株式数の調整をすることができるものとする。 平成27年 7月 8日変更 平成27年11月30日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権1個につき1,372円 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 （1）本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する場合における普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、金85,790円とする。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

① 当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

② 当社が当社普通株式につき調整前の行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（株式無償割当て、合併等、又は新株予約権の行使に基づく場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整する。当該調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいう。なお、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③ 上記のほか、合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合又はその他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整をすることができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という）は、平成31年7月3日から平成31年7月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当てを受けた者（当該者から本新株予約権その他これに関連する権利義務を承継した者を含み、以下「本新株予約権者」という。）は、平成26年3月期から平成30年3月期までのいずれかの事業年度（以下「対象事業年度」という。）に係る当社のEBITDA（営業利益、減価償却費、のれん償却額、長期前払費用償却費及びグループ負担金（親会社に対して負担した経営指導料、ブランド使用料又はこれらに類するグループ負担金をいう。）の合計額をいい、監査済みの財務諸表（連結子会社がいる場合には連結財務諸表。以下同じ。）に基づいて算定されるものとする。以下同じ。）が8億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、以下に定める（a）、（b）、（c）又は（d）のいずれかが生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

（a）上記本文の条件を満たす前に、対象事業年度に係る当社のEBITDAが3億円を下回った場合

（b）当社、本新株予約権者及びNKリレーションズ株式会社（以下「NKR」という。）間の新株予約権割当契約の定めにより本新株予約権者が違反した場合

（c）NKRの書面による承諾を得ずに、当社及びその子会社以外の会社そ

	他の団体の役員、従業員、顧問、アドバイザー等に就任し、又は、直接若しくは間接に、当社と同一又は類似する事業を行った場合 (d) 平成28年5月31日までに当社の取締役の地位を喪失した場合 ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。 ③ 1個の本新株予約権の一部を行使することはできない。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 (1) 本新株予約権者について上記新株予約権の行使の条件①但書に定める(a)、(b)、(c)又は(d)のいずれかが生じた場合その他上記新株予約権の行使の条件①に定める条件が満たされることが明らになった場合、当社は、当該本新株予約権者より、当社取締役会が別途定める日をもって、その保有する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。 (2) 上記新株予約権の行使の条件①に定める条件が満たされる場合を除き、本新株予約権者が当社の役職員たる地位を喪失した場合、当社は、当該本新株予約権者より、当社取締役会が別途定める日をもって、その保有する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。
	平成25年 9月30日発行 平成25年10月10日登記
吸収合併	平成28年4月1日大阪府中央区大手前二丁目1番2号株式会社エム・エム・ティーを合併 平成28年 4月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	平成25年9月17日東京都千代田区富士見二丁目7番2号から本店移転 平成25年 9月17日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

平成28年 4月14日

東京法務局
登記官

黒 澤 貞 彦

